

吹田市排水設備指定工事店に関する規則に規定する申請書の様式等を定める要領

- 1 吹田市排水設備指定工事店に関する規則（平成10年吹田市規則第5号。以下「規則」という。）に規定する申請書等の様式は、次のとおりとする。
 - (1) 規則第3条に規定する申請書
（様式第1号 吹田市排水設備指定工事店指定申請書）
 - (2) 規則第4条に規定する申請書
（様式第2号 吹田市排水設備指定工事店指定更新申請書）
 - (3) 規則第6条に規定する申請書
（様式第3号 吹田市排水設備指定工事店指定変更申請書）
 - (4) 規則第7条第3号に規定する届出書
（様式第4号 吹田市排水設備指定工事店指定辞退届）
 - (5) 規則第5条第1項に規定する指定工事店証の再交付に係る申請書
（様式第5号 吹田市排水設備指定工事店証再交付申請書）
 - (6) 規則第3条第2項第1号に規定する申告書
（様式第6号 申告書）
 - (7) 規則第5条第1項に規定する指定工事店証
（様式第7号 指定工事店証）

- 2 規則第6条の規定による申請の内容が次に掲げるものであってその内容が軽微な変更と認められるときは、吹田市下水道条例（昭和41年吹田市条例第10号）第30条の規定により当該申請に係る手数料を免除するものとする。
 - (1) 指定工事店の営業所の電話番号またはFAX番号だけの変更で、指定工事店証の記載内容には変更がなく再交付の必要がないとき。
 - (2) 所属している責任技術者に変更があった場合で、指定工事店証の記載内容には変更がなく再交付の必要がないとき。
 - (3) 営業所の建て替え等により一時的に営業所を移転する場合や、倉庫の移転があった場合で、指定工事店証の記載内容には変更がなく再交付の必要がないとき。
 - (4) 住居表示の変更に伴い営業所の所在地が変更となった場合で、申請者が新たな指定工事店証の交付を必要としないとき。

附 則

- 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 吹田市下水道条例の一部を改正する条例（令和元年吹田市条例第63号）による改正前の吹田市下水道条例（昭和41年吹田市条例第10号）第9条第2項の規定により市長が行った責任技術者の登録で、この要領の施行の際現に効力を有するものは、大阪府下水道協会が行った責任技術者の登録とみなす。この場合において、当該登録の有効期間は、市長が行った登録の有効期間とする。
- 3 改正前の吹田市排水設備指定工事店に関する規則第19条第1項の規定により市長が交付した責任技術者証で、この要領の施行の際現に効力を有するものは、大阪府下水道協会が交付した責任技術者証とみなす。この場合において、当該責任技術者証の有効期間は、市長が交付した責任技術者証の有効期間とする。
- 4 この要領の施行の際、現に責任技術者の登録に関する協定を締結している市町村の下水道排水設備工事責任技術者の登録を証する証書は、登録期間が経過するまでの間、大阪府下水道協会が交付した責任技術者証とみなす。この場合において、当該責任技術者証の有効期間は、各市町村長が発行した下水道排水設備工事責任技術者の登録を証する証書の登録期間が経過するまでの間とする。